

川崎市病院局公舎管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市病院局公舎管理規程（平成17年川崎市病院局規程第38号。以下「公舎管理規程」という。）の規定に基づき、公舎の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、公舎管理規程で使用する用語の例による。

- (1) 看護職員 川崎病院又は井田病院に勤務し、助産師又は看護師である病院局企業職員をいう。
- (2) 臨床研修医職員 川崎病院又は井田病院において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修を受けている医師又は歯科医師であつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤の嘱託員をいう。
- (3) 公舎管理者 公舎管理規程第3条第1項の規定に基づき公舎の維持及び管理を行う職員（本市が所有する公舎（以下「市有公舎」という。）にあつては病院局長、本市が借り受けている公舎（以下「借受公舎」という。）にあつては当該公舎の所属する病院の長）をいう。

(生活秩序の維持)

第3条 居住者は、公舎生活の秩序の維持を図るための組織をつくることができる。

- 2 前項の規定に基づき組織をつくる場合には、規約を定め、公舎管理者に届け出なければならない。規約を改正した場合も同様とする。

(入居資格)

第4条 公舎に入居することができる者は、独身の看護職員及び臨床研修医職員とする。ただし、管理者が必要と認める者については、この限りでない。

(入居期間)

第5条 公舎に入居することができる期間は、採用日から同日の属する年度の翌々年度の2月末日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、公舎の運営上管理者が特に必要があると認める場合は、12箇月（臨床研修医職員にあつては、13箇月）を限度として管理者が定める期間、引き続き入居することができるものとする。

(入居料の算定)

第6条 公舎管理規程第4条第3項に規定する入居料の月額は、次の表のとおりとする。

公舎区分	職員	入居期間	入居料の月額
市有公舎	看護職員	前条第1項に規定する期間	30,000円（管理者が別に指定する公舎については、32,000円）
		前条第2項に規定する期間	51,000円（管理者が別に指定する公舎については、54,000円）
	第4条ただし書の規定により管理者が必要と認める者	すべての期間	は、54,000円）
借受公舎	看護職員又は臨床研修医職員	前条第1項に規定する期間	当該居室の賃借料月額（管理費を含む。）に100分の35を乗じて得た額

	前条第2項に規定する期間	当該居室の賃借料月額（管理費を含む。）に100分の60を乗じて得た額
第4条ただし書の規定により管理者が必要と認める者	すべての期間	

2 前項の規定により算出した入居料の月額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（入居の原則）

第7条 1室1名の入居を原則とする。

（居住者の心得）

第8条 居住者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）外出時や就寝時には、戸締りとガス等の元栓を締め、災害や盗難に注意すること。
- （2）公舎の施設、備品等の保全に注意し、破損、紛失等を発見したときは、速やかに公舎管理者に届け出ること。
- （3）廊下、階段等の共用部分は、常に清潔に保つこと。
- （4）室内の模様替え、又は施設、備品等の交換若しくは賃貸をしないこと。
- （5）施設、備品等を新たに取り付ける場合は、公舎管理者に申請し、その許可を得ること。
- （6）居室を転貸し、又は許可なく転室しないこと。
- （7）小鳥、金魚及び熱帯魚以外の動物を飼育しないこと。
- （8）外来者を宿泊させないこと。ただし、公舎管理者が特に認める者は、この限りでない。

(防火等の措置)

第9条 居住者は、廊下、階段、非常口等には障害物を置かないようにするとともに、あらかじめ火災報知機、消火器等の位置及びその使用方法を習得しておかなければならない。

2 居住者は、公舎又はその付近に火災その他異変が発生し、又は発生する危険を認めた場合には、臨機の措置により被害の防止に努めるとともに、速やかに公舎管理者に報告しなければならない。

(居室の明渡し)

第10条 公舎管理規程第15条の規定に基づき居住者が退居する場合（公舎管理規程第8条第1項の規定に基づき転居する場合を含む。）は、居室を清掃し、すべての貸与品を返却し、施設、備品等を正常な状態とした上で明け渡さなければならない。

2 居住者が退居する場合は、退居予定日の6月前までに管理者に対して、事前通知をするよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成4年11月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表中の改定規定中京浜交通本社ビル看護婦職員宿舎に係る部分は、同年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。ただし、別表中の改定規定中入居料に係る部分（臨床研修医職員に係る部分を除く。）は、同年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に入居している入居者の入居年数は、次のとおりとする。

（1）平成 7 年度以前に入居した者の入居年数は、平成 7 年 4 月 1 日から起算する。

（2）平成 8 年度に入居した者の入居年数は、平成 8 年 4 月 1 日から起算する。

附 則

この改正要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表中の改定

規定中京浜交通本社ビル看護職員宿舎に係る部分は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年3月1日から施行する。ただし、別表中の改定規定中サンスカイパレス看護職員宿舎に係る部分は、同年1月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日決裁17川病総経第434号）

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日決裁18川病総経第750号）

この改正要綱は、平成18年10月1日から施行する。ただし、別表中入居料に係る改定規定については、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日決裁18川病総経第850号）

この改正要綱は、平成18年12月25日から施行する。

附 則（平成20年4月1日決裁19川病総経第1349号）

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日決裁21川病経第869号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱（以下「新要綱」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成18年10月1日前から川崎市病院局公舎管理規程（平成17年川崎市病院局規程第38号）第2条第1号に規定する公舎（以下「公舎」という。）に居住し、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後も引き続き公舎に居住する看護職員の施行日から平成23年2月末日までの間の入居料の月額については、新要綱第2条第3号に規定する借受公舎に居住す

る場合にあつては当該居室の賃借料月額（管理費を含む。）に100分の35を乗じて得た額とし、同号に規定する市有公舎に居住する場合にあつては30,000円（病院事業管理者が別に指定する公舎にあつては、32,000円）とする。

附 則（平成26年7月14日決裁26川病経第489号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。